

# 第1回 福岡市資源物持ち去り防止に関する条例検討委員会 議事録（要旨）

1 日時 平成25年9月24日（火）13:30～15:30

2 場所 福岡市役所 15階 第4会議室

## 3 次第

- (1) 開会
- (2) 循環型社会推進部長挨拶
- (3) 委員会概要説明及び委員紹介
- (4) 会議の公開について
- (5) 審議等
  - ① 資源物持ち去り防止に関する条例について
  - ② 意見交換
  - ③ 今後の会議日程について
- (6) 閉会

## 4 出席者

氏名（敬称略）	役職等
石森久広	西南学院大学 大学院法務研究科（法科大学院） 教授・博士（法学）
森山大輔	森山法律事務所 弁護士
丸尾佐代子	中央区環境活動連絡会議 会長
小川道和	福岡県警察本部 生活安全部 生活保安課 生活経済対策室長
山川博啓	福岡市 早良区 地域整備部 生活環境課長
吉村隆一	福岡市 環境局 環境政策部長
光来真弓	福岡市 環境局 循環型社会推進部長

## 5 主な意見

### ○委員

廃棄物の適正処理の条例において、廃棄物ではない有価物の持ち去りを禁止することについて整理する必要がある。

### ○委員

既存の廃棄物条例の一部改正とする場合、アルミ缶等の定義や有価物・廃棄物の位置づけについて整理する必要がある。

### ○委員

規制対象物を「アルミ缶等」に限定した場合、袋ごと持ち去られたケースはアルミ缶等が含まれているかどうか不明なため注意・警告が困難である。実効性、取り締まりの視点、事実認定などを考えると難しい。

### ○委員

排出場所については、条例に何らかの形で明記する必要がある。持ち去りの構成要件を考える場合、一定の範囲が予想されている。ステーションの場合は区画された域内が明確であるが、戸別収集のように一定の物理的な区画がなくオープンなスペースの場合、持ち去りとはどの行為を指すのか、1メートル動かしたら持ち去りか、町内から出たら持ち去りか、という線引きが難しい。廃棄物の排出方法を条例で規定する必要がある。狭隘道路の場合の持ち出しなど例外的な取り扱いについても何らかの形で定める必要がある。

### ○委員

買い取り規制については、どこから持ち去られたのか分からないので実効性の問題で難しい。福岡市だけ買い取りを規制する合理的な理由が必要である。

### ○委員

条例違反した物であると買い取り者が認識していないと規制は難しい。民事的には所有権があって返還請求できるが、刑事的には犯罪が成立しない。買い取り者に、「持ち込み者は持ち去り禁止命令を受けた者だから買い取ってはいけない」と指導、買い取り禁止命令をかけ、違反者に罰則をかける方法はある。

### ○委員

行政刑罰の場合、認識がなくても過失でも処罰できる可能性はある。規制の目的と条例の目的規定については整理が必要である。

○委員

保護法益を「市の業務を妨害し経済的利得を得ている(業務妨害罪)」と捉えると、事業系ごみの処理は市の業務ではないので規制対象から外れる。市が行う家庭ごみのリサイクルや適正処理に限って規制をかける方がわかりやすい。

○委員

市民の側としても有料袋を買ってそれを決められた場所に出した。それを市が持って行ってくれるというところまでを含めて適正処理と考えている。事業系廃棄物は廃棄物処理法上自ら処理する責任があるので家庭ごみとは違う。

条例の文言には出ないかもしれないが、市の適正な処理業務を阻害しているということは、市民も有料で費用を負担し、そのごみを市に適正な処理をしてくれと市に依頼しているという市民の利益が含まれている。

○委員

そのことが安全安心にもつながる。

○委員

地域ボランティアの活動の原点は、安全・安心できれいで住みやすいまちづくりであるため、その意欲をなくすような持ち去り行為を止めさせたい。持ち去りが続くと「地域活動をやっても一緒だ」という意見も出てきている。

○委員

市民からの苦情では、「有料袋を買っているのにきちんと回収できていないのは市の怠慢だ」という意見がある。

○委員

資源循環型社会の形成に支障ということとなれば、持ち去り行為は克服しなければならぬ行為と位置付けられる。

○委員

ホームレスへの対応については、持ち去り行為の規制の目的による。循環型社会の形成への支障が目的であれば区別なく規制するしかない。市民の安全安心が目的の場合、市民が「ホームレスなら持って行ってもいい」ということであればそこは違って来る。ごみ袋を買って市に持って行ってもらいたいという考えの人が、「ホームレスでもいや」なのか「ホームレスならいい」のかで分かれる。区別するのであれば細かい工夫が必要。

○委員

ホームレスが敷地に入ってくる。空き缶をつぶす音がうるさいという苦情もある。量的には少ないかもしれないが、知らない人が敷地に入ってくるのは市民にとっては脅威である。量が少なくても取り締まりの対象にすべきではないか。

○委員

感情論としてはホームレスを区別するというのは分かる。ただ現実問題としては不可能であろう。量が少ないとしても生活のために繰り返すであろうし、注意を続けるが罰則がない、ホームレス以外だけに適用するのは現実的ではない。適用自体ができなくなる。それよりも福祉の面でフォローすべきである。

○委員

業としてやっている法人を対象しても法人ではない場合は意味がない。組織的にやっているのを対象としても、何を以て組織的と判断するのかという問題が出てくる。複数人いれば組織か。組織性を立証するのは難しい。条文の中で適用範囲を明確に分けるとなると非常に難しく、使えない条例になる。